

## 11. その他資料（選挙啓発関連資料，選挙公報）



○懸垂幕



○のぼり



○看板



○啓発ポスター



○啓発グッズ



○ポスター掲示場



○投票風景

## 神戸市会議員補欠選挙(長田区)

投票日 **2月4日(日)** 投票時間 **午前7時～午後8時**



そろって投票しましょう

### ◆投票できる人は

- 平成12年2月5日までに生まれた人で、平成29年10月25日までに神戸市の住民基本台帳に記録され、引き続き長田区内に居住している人です。  
なお、平成30年1月17日現在以降、長田区から神戸市内の他区に転出し引き続き居住している人も投票できる場合がありますので、長田区選挙管理委員会に確認してください。

### ◆投票方法等

投票用紙に「候補者の氏名」を書いて投票します。

### ◆投票所は

- 「投票のご案内」を1月26日以降、世帯ごとに封書でお送りしますので、ご自分の個票を確認のうえ、記載の投票所にご持参ください。  
※なくしたり、忘れても投票できますので、投票所でお申出ください。
- 区内で住所を移した人(選挙人名簿に登録されている人)の投票所は、次のとおりです。  
①今年の1月16日までに「住民異動届」を出した人 ⇒ [新しい住所地の投票所](#)  
②今年の1月17日以降に「住民異動届」を出した人 ⇒ [もとの住所地の投票所](#)
- ご家族の「投票のご案内」を間違えてお持ちになる場合がありますので、投票所では、本人確認のため、お誕生月(〇月生まれ)をお尋ねしています。

### ◆期日前投票は

選挙期日(2月4日)に、仕事やレジャーなどの予定のある人は、「期日前投票」をご利用ください。

- 受付場所は ⇒ 長田区役所7階区民ギャラリーにお越しください。  
※投票の際には、「宣誓書」への記入が必要となりますので「投票のご案内」裏面に記載している様式に、予め必要事項を記入のうえご持参ください。  
※「投票のご案内」は郵便事情で遅れる場合があります。ご持参いただけない場合でも、期日前投票所で「宣誓書」をご記入いただくことで投票できます。
- 受付期間・時間は  
◇受付期間：1月27日(土)～2月3日(土) (※期間中は、土曜日でも日曜日も受け付けています。)  
◇受付時間：午前8時30分～午後8時

### ◆不在者投票は

- 旅行や出張などで、選挙期日(2月4日)の投票も期日前投票もできない人は、事前に手続きをすれば滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。
- 受付期間・時間は  
◇期間 ⇒ 1月27日(土)～2月3日(土)  
受付は滞在先選挙管理委員会の開庁時間内となりますので、必ず事前に受付時間等について滞在先選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

(注) 選挙期日(2月4日)には18歳になるが、期日前投票をするときにはまだ17歳の人は、期日前投票はできませんが、不在者投票をすることができます。受付期間・場所は、期日前投票と同じです。

◇手続きの概略は、次のとおりです。

- ①「投票のご案内」裏面に印刷の「宣誓書」に必要事項を記入のうえ、長田区選挙管理委員会あてに郵送してください。  
※滞在先の選挙管理委員会や神戸市のホームページからダウンロードできる「投票用紙等請求書兼宣誓書」を郵送しても請求できます。  
神戸市のホームページ⇒ [神戸市選挙](#) [検索](#) ※FAXや電子メールでは、請求できません。

- ②選挙管理委員会から、投票用紙や「不在者投票証明書」(封筒に入っています。)等を滞在先にお送りします。
- ③お手元に投票用紙等が届きましたら、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に出向いて、不在者投票を行ってください。
- ※不在者投票証明書の入った封筒は、ご自身で絶対に開封しないでください。(開封すると投票できません)
- ※自宅等で、投票用紙にあらかじめ候補者の氏名等を記載しないでください。
- ◇投票済みの不在者投票は、投票日当日の午後8時までに投票所に届く必要がありますので、お早めに手続きをしてください。

●病院や老人ホーム等に入院・入所中の人は

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等に入院・入所中であれば、その施設内において不在者投票ができます。各施設でご確認ください。

●身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの人は

◇次の①～③の表に該当する人は、事前に申請を行うことで、自宅等で「郵便等による不在者投票」をすることができます。

①身体障害者手帳をお持ちの人(○印は該当者)

障 害 名	障害の等級		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
肝臓、免疫の障害	○	○	○

◇左記の①～③に該当する人のうち、上肢又は視力の障害が1級などの人は、選挙管理委員会に届出た人(選挙権を有する人に限ります。)が、本人に代わって投票に関する記載をする「代理記載制度」があります。

②戦傷病者手帳をお持ちの人(○印は該当者)

障 害 名	障害の等級			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

◇いずれも、あらかじめ「郵便等投票証明書」を取り寄せておく必要がありますので、長田区選挙管理委員会にお問い合わせください。

◇すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、1月31日(水)までに、当該証明書を添えて、長田区選挙管理委員会に投票用紙等をご請求ください。

③介護保険の被保険者証(※資格者証ではありません。)

被保険者の要介護状態区分	要介護5
--------------	------

## ◆点字投票・代理投票は

目の不自由な人には「点字投票」、身体の故障やその他の事由で、自分で候補者の氏名を書くことができない人には投票所の係員が代筆する「代理投票」の制度があります。投票所の係員にお申出ください。なお、点字投票・代理投票は、期日前投票や不在者投票でも行うことができます。(※ただし郵便等による不在者投票では点字投票ができません。)

### — 投開票速報等の実施について —

2月4日(日)は、神戸市選挙管理委員会のホームページで、神戸市議員補欠選挙の投開票速報を行います。下記のアドレスからアクセスしてください。

●神戸市選挙管理委員会 ホームページ [神戸市選挙](#)

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/senkyo/index.html>

1月27日(土)から、毎日午後9時頃に当日の期日前投票の投票者数の速報も掲示しています。ただし、2月3日(土)は最終日の集計を行いますので午後10時頃の見込みです。

### 選挙公報について

長田区選挙管理委員会から配布します。神戸市選挙管理委員会のホームページに掲載します。

ホームページに掲載された選挙公報はプリントして不特定または多数の人に頒布できませんのでご注意ください。

## ◆お知らせ

●選挙人の同伴する子ども(幼児・児童、生徒その他満18歳未満の者)は、投票所に入ることができます。

ただし、選挙人自ら自書しなければならない原則から、子どもが選挙人に代わって投票用紙に候補者名等を記載することができません。選挙人が自ら投函しなければならない原則から、子どもが選挙人に代わって記入済みの投票用紙を投函することはできません。

※ お問い合わせは下記の選挙管理委員会へ

長田区選挙管理委員会 TEL 078-579-2311(代)

神戸市選挙管理委員会 TEL 078-322-5816(直)